


次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<労務>

2023年12月1日より

注1

アルコール検知器使用での



注2

注3

アルコールチェック義務化！！

※内容のご質問等については、TEL 0258-35-2821 担当 高野・堀井 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。

『2023年12月1日より、アルコール検知器使用でのアルコールチェックが義務化となります。』

注1) 2023年12月1日より道路交通法が施工されることが決定され、それにより自動車5台以上(乗車定員が11名以上の場合は1台以上)を使用する事業所は、下記①～③を行う必要があります。

なお、自動車の台数は『自動車の使用は本拠(本店、支店、営業所等)ごと』にカウントします。

- ① 運転者に対して、運転前後の酒気帯びの有無をアルコール検知器を使用して確認を行う。
- ② アルコール検知器を常時有効に保持すること。
- ③ 確認内容を記録し、1年間保存すること。

注2) 酒気帯び確認の内容の記録に関しましては、下記の項目が義務付けられています。

- ① 確認者名
- ② 運転者
- ③ 運転者の業務に係る自動車の登録ナンバー他
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認方法、対面ではない場合は具体的な方法
- ⑥ 酒気帯びの有無⇒※2022年4月～義務化
- ⑦ アルコール検知器の使用有無⇒2023年12月～義務化
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要事項

アルコールチェックを怠った場合、安全運転管理者の業務違反となりますが、アルコールチェックの確認やその記録を怠ったことに対する直接の罰則の規定は設けられていません。しかし、従業員が飲酒運転を行った場合道路交通法違反として企業も罰せられる可能性があります。また、万が一従業員が飲酒運転による事故を起こした場合、刑事責任・民事責任のみならず企業の社会的信用を失うことにもつながりかねません。

注3) 従来のアルコールチェックとの大きな差は、アルコール検知器を使用することです。、
検知器の設置、社内周知等を含めてあらかじめ準備を行いましょう。